

第10回
理事会
2009年1月15・16日
17階
日弁連会議室

宇都宮健児本部長代行：今年度は貸金業法改正に
とって重要な年である。貸金業法は4段階に
分かれて施行されるが、完全施行は公布から
3年後とされており、それが今年である。完
全施行により多重債務は大幅に改善される。
金利が年20%に引き下げられ、グレーゾー
ンが撤廃され、総量規制が実施される。しかし、
昨今の経済情勢をみると中小企業の倒産が相
次いでおり、これをきっかけに業界に改正法
施行見直しの動きが出ている。改正法では完
全施行前に規制見直しをすることとなっており、
業界はここで攻勢をかけようとしている。
市民団体を巻き込んで巻き返しを許さない運
動を展開すべきである。個人、中小企業に対
してはセーフティネットが遅れているので、
この点の取組みを進めるべきで、超党派多重
債務問題対策議員連盟に対し再結成を働きか
ける必要がある。当初の趣旨に則った完全施
行を求める運動を進めたい。さらに、離職者
に対してはハローワークで相談すれば労金融
資がセーフティネットになる。弁護士による
任意整理がなされるなら融資可能とされてい
る。これも弁護士会に対応をお願いしてセー
フティネットを築いていただきたい。

1 多重債務対策本部全体会議

田川副会長：標題のリーフレットを
作成したのは、昨年来、様々な勧告が
国際機関から出ている。これらにつ
いて日弁連内外の理解を得るため、本日
理事会で配布したリーフレットを作成
した。昨年5月の人権理事会審査(U
PR)、10月の国際人権・自由権規約
委員会審査(CCR)とその総括所
見を会員に理解してもらいたい。UP
R審査は人権理事会が加盟国の人権状
況の審査を行うものであるが、同じ加
盟国同士による評価であり、他国政府
が発言し勧告するのが特徴である。昨
年、日本に対して初めての審査が行わ
れた。日本政府は13の勧告を受け入れ
4つについて検討を約束し、9つにつ
いて受け入れなかった。今後は、勧告
をフォローアップし、国内人権の増強
改善に活用していくことになる。

2 リーフレット 「国連人権理事会は 日本政府に何を求めたのか」の件

田川副会長より、理事から
多くの議題が審議され、報
告も多くなされましたが、中
国ブロックの会員にお伝えし
たいのは、次のような点です。

3 新しい法曹養成制度の 改善方策に関する提言書の件

執行部より、法科
大学院の定員数を当
面4000名程度に
まで削減する必要が
あり、学校数の削減
については、それ自
体に言及することよ
りも連携その他の方
法を掲げた。また、
問題がある法科大
学院について、質・
量共に教員を確保で
きない困難な状態に
あるものは、他の法
科大学院との提携、
統合、募集を停止す
るべきであるが、そ
れは各法科大学院が
自主的に決めるべき
だとの発言がなされ

執行部より、理事から
多くの議題が審議され、報
告も多くなされましたが、中
国ブロックの会員にお伝えし
たいのは、次のような点です。

4 61期弁護士(12月18日一括登録) の登録状況等について

小寺正史本部長代行：昨年
度は裁判官118名である
ところ、今回は75名、検察官は
今回73名、判検で予想より40
名くらい少なかった。裁判所
に聞いたところ、定員を少な
くしたわけではない、特別の
意図はない、との回答であつ
た。また、検察庁に聞いたと
ころ、昨年多かっただけで
今回特に少ないわけではない
とのこと。裁判官については
100名を割ったことは初め
てで困ったものだと思つたが、
特段の理由はないようだ。支
部の問題もある。検察官、裁
判官の増員は必要であるので
引き続き求めていきたい。
企業等の組織内に就職した
と思われ者については、60期
は現新合わせて28人であつた
が、今回は63名、業種も多様
今後、企業の採用は増えてい
くことが見込まれる。

5 留置施設における 面会室の増設要望書案の件

執行部より、理事からの
要望をふまえて取り組み、
1月9日に警察庁を事前打
診で訪問し、協議したとこ
ろ、施設の新設をする場合
は国から補助金があり、警
察庁も関与できるが、現行
施設を分割のために改修す
る場合には国からのお金は
出ず、都道府県になるので
警察庁としては関与できな
いといった事情もあること
が判った。新しい施設をつ
くる際には必ず2室以上に
しているらしい。しかし、
既存施設については、現状
では面会が困難になってい
るといふ事情を具体的に提
示して各地で詰めて欲しい。
ひとつの部屋を分けるとい
うのは声が聞こえるなどの
問題もあるが、当面は、全
く接見できないよりはいい
という考えである。

6 意見交換 法曹人口問題に関する件

村山副会長より、次の
ような発言があつた。1
月29日の法曹人口問題
検討会議でとりまとめ
をする予定であり、現在
最終とりまとめをしてい
る段階である。とりまと
めの後、執行部で案を決
定し、2月・3月の理事
会でご承認いただきたい
と考えている。そこで
本日は、この執行部案作
成に当たって理事の皆
さんの意見を求めたい。
その後、各理事会から各
単位の議論を踏まえ、
さまざまな意見が出さ
れ、活発な議論が進めら
れた。田川章次の現在の
意見については、香港視
察により、考えたことを
報告書にまとめており、
その第3項が法曹人口
に関するものなので、こ
の頁に掲載する。みなさ
んのご意見を仰ぎたい。

**日本の弁護士、
海外に目を向けよう**
香港リーガルイヤーに参加して

今回の香港訪問で多くの国からの代表団と話し合いの機会をもつことが出来ました。その会話の中で、各国とも法曹人口問題が大きな関心事であることが判りました。この問題は、日弁連の現執行部にとっても焦眉の課題であることから、各国の状況を踏まえその点について検討したいと思つています。

21名にものぼる大代表団を送ってきたチェコでは、人口が約1000万人のところ弁護士は9000人(弁護士1人当たり国民1111人)で、毎年1000人がロースクールを卒業してくる(11.1%増)のだという。ここで、いわゆる先進国といわれる諸外国をみると、イギリス、人口約5400万人、弁護士数11万6000人(弁護士1人当たり同463人)。アメリカ、人口約3億人、弁護士数106万人(弁護士1人当たり同281人)。ドイツ、人口約8230万人、弁護士数14万7000人(弁護士1人当たり同463人)。フランス、人口約6153万人、弁護士数4万5000人(弁護士1人当たり同1363人)。そして、お隣の韓国は、人口が約4900万人、弁護士数8400人(弁護士1人当たり同5833人)、今年の司法修習修了者は1000名で、判検事および軍隊で35%、法律事務所に就職した者が20%で、未だ45%も職が決まっていないう。昨年の同時期は35%だったが、その後全員職がみつかったそうである。今後、ロースクール設立後は毎年2000人宛(25%)増加になるとのこと、人口との関係でいうと後述する日本の11.5%の倍以上の速さで法曹人口が増進められることになります。

一方、日本は現在人口1億2800万人、弁護士数2万6000人(弁護士1人当たり同4923人)、この1、2年の新人弁護士数は2200人(8.4%増)程度です。そして、弁護士総数5万人(弁護士1人当たり同2560人)、年間3000人(11.5%増)増の目標の是非が論じられていますが、この法曹人口増加によって最終的な日本の法曹人口は約50年後に13万人程度になるとシミュレーションされています。その最大の法曹人口になった時点で、弁護士一人当たりの国民数が1000人程度になるようです。現在の弁護士一人当たり国民数4923人が、10年後の2018年頃の一つの目標値である5万人に到達すると、その時点で弁護士一人当たり2560人となり、50年後に最大の13万人(弁護士1人当たり同1000人)にと漸増していくわけですが、これを見ると、日本の弁護士は諸外国の弁護士に比べ、如何に恵まれた環境のもとで過ごしているのか理解して頂けるのではないのでしょうか。諸外国の弁護士から、「井の中の蛙大海を知らず。」とのそしりを受けそうです。そこで、私は、日本の弁護士に「自らの恵まれた立場を自覚し、もっと世界に目を見開いて外に打って出るべし。」と言いたいのです。

下関中央法律事務所 <http://www2.tip.ne.jp/~tagawa00/>

1月度日弁連会務遂行状況

| | | | |
|---|----|-------|---------------------------------|
| 1 | 5 | 午前 | 上京 |
| | | 11:00 | 新年挨拶交換会(クレオ) |
| | | 13:00 | 正副会長会 |
| | 6 | 10:00 | 正副会長会 |
| | 9 | 10:30 | 正副会長会 |
| | 10 | 13:00 | シャバス教授シンポ(青山学院大学) |
| | 11 | 10:00 | 成田発 |
| | | 14:05 | 香港着 |
| | 12 | 11:00 | 香港律師会会長懇談 |
| | | 12:30 | 昼食会(点心) |
| | | 14:00 | 英国ローソサエティとの会合 |
| | | 15:00 | 中国律師会との会合 |
| | | 16:00 | レセプション(ティーパーティ) |
| | | 17:05 | 開会 閲兵式 式典 |
| | | 18:30 | カクテルパーティ |
| | | 20:00 | イギリス領事館主催パーティ |
| | 13 | 10:00 | 円卓会議 参加各国弁護士会 |
| | | 12:30 | 昼食会(点心)シティホール |
| | | 14:00 | 公式訪問(反不正独立委員会 最高裁判所 香港大律師公会) |
| | | 19:00 | 公式夕食会 |
| | 14 | 10:35 | 香港発 |
| | | 15:25 | 成田着 |
| | 15 | 10:15 | 常務理事会 |
| | | 10:45 | 理事会 |
| | | 18:00 | 弁政連新年会 |
| | 16 | 10:00 | 理事会 |
| | 19 | 10:00 | 外務省との意見交換会 |
| | | 11:00 | 国際司法支援基本方針協議会 |
| | | 12:00 | 自由権WG |
| | | 15:00 | 安藤仁介教授講演 |
| | 21 | 16:00 | 裁判員裁判について(参院第1会議室) |
| | 22 | 12:30 | 副会長新年会打ち合わせ(太平) |
| | | 15:00 | 外弁登録審査会打ち合わせ |
| | 23 | 10:30 | 正副会長会 |
| | | 18:00 | 副会長新年会 |
| | 24 | 午後 | 帰国 |
| | 27 | 午後 | 上京 |
| | 28 | 13:30 | 外国弁護士登録審査会 |
| | 29 | 13:30 | TV東京懇談会 |
| | 30 | 10:30 | 正副会長会 |

1月31日間 1往復半 25泊

香港リーガルイヤーに参加して

2009(平成21)年1月12日から13日にかけての香港におけるリーガルイヤーの行事に、香港律師会の招待で宮崎会長に同行参加して来ました。そこで、この行事に参加して感じた三点について述べます。



1 香港の真ん中へ

まず、変貌する国際都市香港について。私は、今回が3回目の香港訪問ですが、最初は20余年前で、未だ空港が香港の摩天楼の真ん中であり曲芸のように着陸するという時代でした。その頃の香港の街は、ブルースリー登場・カンフー映画の背景たる混沌とした魔窟のような感じでした。母と女性事務員2人を連れ桂林に行く途中だったため、無事通過帰国できればと思いましたが、2回目は、10年前に妻とスイスに行く際に立ち寄り、帰国の際に九龍のホテルで一泊しました。新国際空港が出来たばかりで、新設の高速鉄道のトラブルで遅れた記憶があります。前年1997年中国に返還され1国2制度の体制がスタートしたばかりでした。九龍の新しい繁華街は、近代的な商業施設が次々と建設され賑やかで、人々の顔にも活気がありました。今回の訪問では、劇的ともいえるべき変化が香港の街と人々に発生していることを実感させられました。高層ビルが急な崖にそって競り上がるように林立し、その下の街路を2階建てのトラムやバスが通っている風景は何か近未来を思わせるような風景でした。何よりも人々の表情が大きく変わってきたと感じました。私達が多く見たのは、香港中心のビジネス街を往々来るハイクラスの人たちでしたが、香港入国の夜に一行で海鮮料理を食べに行った西貢(サイクン)は昔「たんみん」と呼ばれる水上生活者が多い港町だったのに、この人々も大きく変わり、水上生活者は激減し、船も木製ジャンクは殆どなくな

2 香港弁護士侮るべからず、学ぶべし。

次に、香港の弁護士を含む法律家について述べます。香港は、イギリスの植民地だったので、宗主国イギリスの法律制度が採用され、法律家のあり方もイギリス同様の仕組みです。法曹一元制度も採用され、その基礎となるのがソリシターです。そのソリシターの中からバリスタが試験等によって登用されるようです。この両者は、いずれも弁護士といわれますが、ソリシターはビジネス弁護士、バリスタは法廷弁護士と訳されています。この両者の区別は、捜査検事と公判検事のちがいはれば理解して頂けるかもしれません。

本番のリーガルイヤーの行事は、12日16時より香港のシティホールで、ティーレセプション(茶会)から始まりました。香港の弁護士たちは、馬の毛でつくったというカツラ(それも長いのも、短いのも三種類あります。)を付け黒い法



香港弁護士たちのカツラ

つてFRP製の近代的なものになっていました。この変化の極め付きは、二日目の午後に案内された反腐敗独立委員会でした。70年代ごろまで香港では汚職が横行し、賄賂を渡さなければ救急車にも乗せて貰えない、医師の診察も受けられないという状況だったのが、警察官の不正に怒った民衆の不満をきっかけとして警察から独立した汚職追放の組織としてつくられたのだそうです。この大きな変化は驚きに値すると思えました。私は、ほぼ10年ごとに香港を訪れて、その変容ぶりを、目にしたことになりま。今、香港は中国に返還され、中国の表門になるべく懸命の努力をしているのだなと実感し、今後に向けて「香港おそれるべし。」という思いを抱きました。

コーヒータイル 香港と高杉晋作

1842年イギリスは対中貿易債務解消のため、インドで栽培したアヘンを中国に持ち込み巨額の利益をあげ、それに抗議する中国(当時は清国)とアヘン戦争を始め、その戦争に勝利した結果香港等を割譲させ、上海等を開港させました。幕末に、長州藩士高杉晋作は上海を視察し、「犬と中国人入るべからず。」という上海租界の実態を目の当たりにして悲憤慷慨したといひます。1864年、長州藩は、尊皇攘夷の旗のもと関門海峡でアメリカ、オランダの船を攻撃し被害を与えました。それに対する四国連合艦隊の長州藩懲罰のための下関戦争が行われ長州藩は完膚なきまでに打ちのめされ、前田という海岸部を占領までされました。その戦後処理の外交交渉に当たったのが高杉晋作です。高杉は当時脱藩の罪で萩の野山獄に入れられていましたが、毛利藩主は高杉しかいないと考え、高杉に宍戸刑部という家老の資格を与えて、全権大使としてイギリスと交渉させました。イギリスは、下関・彦島の租借を求めたといひます。それに対し、高杉は断固としてこの要求を拒否しイギリスにこれを撤回させました。高杉晋作のこの気概ある行動がなければ、我が下関市は香港ようになっていたかもしれない。そう思うと、香港の変遷を目の当たりにし、実に感慨深いものがあります。



最高法官閲兵

服に長靴下といひたいでたちでした。17時、いよいよハイライトのオープニングセレモニーの始まりです。終審法院首席法官(最高裁判官)を初めとする法官150名位が居並ぶ前を、バグパイプを先頭にした音楽隊の後を、衛兵50人位が小銃を担いで行進し、最後に式壇の上になつた最高裁判官に捧げ銃をした後に音楽隊に続いて退場するという閲兵式がありました。翌日は、ソリシターとバリスタの協会での懇談や裁判所見学等を行いました。これら一連の香港での見学を終え、香港の弁護士の将来について考えました。今香港の弁護士は、過去と現在が入り交じった状況にあり、中国の一部として未来にどのような展望を開くべきか方向を探っている過渡期にあるのだと思ひます。その時、12億の民を背にしていることは今後の大きな需要を期待しうる立場にあり、その中国が世界に出て行くゲートウェイとしての役割を果たすのだという自覚があつて、彼らが英語を日常語として使用しているという点で非常に有利な立場にあります。そういう点で、香港の弁護士は現在の混沌たる状況を解決して抜け出し、その経験を武器として世界に大きく飛躍する可能性を持っていると感ひされました。「香港の弁護士、侮るべからず。学ぶべし。」と強く感じました。